

鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鹿沼市条例
第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 14 条第 2 項中「及び第 22 条」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 14 条の 2 給与条例第 26 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会
計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当につ
いて準用する。

第 22 条第 1 項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第 2 項を次のよう
に改める。

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手
当について準用する。

第 22 条第 3 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 22 条の 2 給与条例第 26 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム
会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定
めるものを除く。）について準用する。この場合において、給与条例第 26 条第 3
項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに

対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鹿沼市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。